

陸別町人材確保対策支援事業補助金

町内事業所の人材確保と新卒者、UI ターン希望者の就職を促進するため、町内の事業所等が行う人材確保や求人活動に要する経費の一部を助成します。

補助対象者及び対象

- ◆陸別町内で事業活動を行う事業所等
- ◆町内の事業所への採用及び配属を目的としていること
- ◆町税に滞納がないこと

補助対象経費

- ◆企業説明会、就職相談会等の出展料、諸経費
(林業合同説明会、新農業人フェア等に出展する経費も含む)
- ◆求人広告の掲載、求人活動に使用するパンフレット・印刷代
- ◆新聞折り込みにかかる費用等
- ◆有料職業紹介所に係る経費
- ◆特定技能外国人の採用にかかる経費 (外国人技能実習生採用に係る経費は対象外)

補助金の額

- ◆補助対象経費の2分の1以内、上限30万円(1,000円未満切り捨て) ※1事業者1回限り
予算の範囲内(300万円)で交付します。

補助金交付申請等

①補助金交付申請

補助金を受けようとする方は申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して役場産業振興課へ提出してください。

- ・補助対象事業計画書(様式第2号) ・見積書又は金額(税抜き価格)の根拠が分かるもの
- ・その他事業内容等を確認できる書類など(必要に応じて)

※令和6年4月1日以降実施の事業が対象となります。

○補助金の交付が適正と認められた場合は、交付決定書（様式第5号）が交付されます。

②事業の実施

事業計画書に基づき事業を実施

③補助対象事業の変更

補助対象事業の内容、遅延、中止等があった場合及び、補助金の増額または2割以上の減額がある場合には、変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。

④実績報告

事業完了後、速やかに実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して役場産業振興課へ提出してください。

- ・ 事業内容や実施状況を確認できる書類等
- ・ 補助対象事業に係る請求書及び領収書 など

※令和7年3月31日までに完了しない場合は補助対象外となります。

⑤額の確定及び補助金の交付

実績報告書の内容が適正と認められた場合、額の確定通知が交付され、あわせて補助金が交付されます。

その他

◆成功報酬型の職業紹介所の経費については、令和7年3月31日までに支払額が確定しない場合は補助対象となりません。

◆相談会展出に係る旅費、採用に係る赴任旅費及び渡航費用は対象となりません。

◆各様式については町ホームページからダウンロードしてください。

“陸別町人材確保対策支援事業”で検索してください。

◆ 5月31日（金）を第1回目の申込期限とし、その後は予算の残額により追加の募集を行います。

◆詳しいことは下記まで問い合わせください。